

## 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則（案）

（2024年3月●日制定）

### （目的）

#### 第1条

本規則は、会員が府令第23条第1項第9号に規定する措置（以下「本件措置」という。）を講じるにあたり、同号の移転制限の内容並びに情報提供及び公表に係る手続等の必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「移転制限」とは、第3条に規定する移転制限をいう。
- （2）「移転制限措置」とは、第3条に規定する移転制限措置をいう。
- （3）「対象暗号資産」とは、本件措置の対象となる暗号資産をいう。
- （4）「届出事項」とは、第5条第1項に規定する届出事項をいう。
- （5）「発行者等」とは、暗号資産の発行者及び発行者に類する者を総称していう。
- （6）「保有者」とは、暗号資産を保有するものをいう。
- （7）「本件措置」とは、第1条に規定する本件措置をいう。
- （8）「本件公表」とは、本件措置のうち、協会のウェブサイトへの掲載により公表する措置をいう。

### （移転制限の内容）

#### 第3条

府令第23条第1項第9号に規定する「移転についての制限その他の条件として認定資金決済事業者協会の規則に定めるもの」とは、次に掲げるいずれかの措置（以下「移転制限措置」という。）であって、かつ当該措置が解除されるまでに相当の期間を要するもの（以下「移転制限」という。）とする。

- （1）当該暗号資産を次に掲げる要件の全てに該当する信託（法人税法第12条第1項の規定により同項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この号において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託に限る。）の信託財産とする措置
  - イ 当該信託の受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）のみ

であり、かつ、当該信託の受益者等が当該内国法人のみであること。

ロ 当該信託に係る信託契約において、当該信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者等（当該信託の受託者及び受益者等をいう。）以外の者に譲渡しない旨が定められていること。

ハ 当該信託に係る信託契約において、当該内国法人によって、当該信託の受益権の譲渡及び当該信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること。

(2) 当該暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、当該暗号資産の保有者のみによって解除することができないもの

(通知内容を確認することができる場合)

#### 第4条

府令第23条第1号第9号ロに規定する「暗号資産交換業者がその通知の内容を確認することができる場合」とは、会員に対してなされる通知が次に掲げるいずれかのものである場合に限る。

- (1) 発行者等が、当該暗号資産に移転制限を付し、又は移転制限が付されることについて同意して、保有者の要請を受けて行う、その旨の通知
- (2) 保有者及び発行者等以外の者であって、当該暗号資産に関し保有者が自在に移転制限を解除することができないことを知る者が、保有者の要請を受けて行う通知
- (3) 保有者が、発行者等から当該暗号資産に移転制限を付し又は移転制限が付されることについて同意した旨の証明を受けて行う、その旨の通知
- (4) 保有者が、当該暗号資産に関し保有者が自在に移転制限を解除することができないことを知る者から、その旨の証明を受けて行う、その旨の通知

(本件措置の手続)

#### 第5条

会員は、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知を行う者から、別紙様式1の内容にしたがって、暗号資産の種類及び数量、保有者、保有の目的並びに移転制限の期間、方法その他の内容に関する情報その他必要な事項（以下「届出事項」という。）の届出を受けるものとする。

2 会員は、届出事項の内容その他の情報に基づいて、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知の受付可否を判断するものとし、当該要請又は通知を受け付ける場合は、前項に基づく届出を受けてから概ね1か月以内に、当該届出事項の内容を協会に対して提供するものとする。

3 協会は、前項に基づいて会員から情報提供を受けた場合は、当該情報提供の受領後遅滞なく、対象暗号資産の種類及び数量その他協会が別に定める事項を協会のウェブサイト上で公表する。

(本件公表の継続及び取止め)

## 第6条

対象暗号資産の保有者の事業の都合等により、移転制限措置の期間の満了時に再度、移転制限措置を付して暗号資産を保有し続けることが予定されている場合、会員は、当該対象暗号資産の保有者又は府令第23条第1項第9号イに規定する通知を行った者からの要請を受けて、当初の移転制限措置の期間に関わらず、最終的に移転制限措置が解除される期間まで当該対象暗号資産に関して本件公表を継続することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会員は、本件措置を講じた暗号資産につき次に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、当該事由の発生後速やかに当該暗号資産に係る本件公表を取り止めるものとし、別紙様式2を提出する方法により、その旨を協会に連絡するものとする。

(1) 保有者が当初要請又は通知した期間の満了前に移転制限を解除する場合などに、保有者から本件公表を取り止めるよう要請があった場合

(2) 移転制限措置の期間の満了時に、保有者から前項に基づく本件公表を継続する要請がなかった場合

(3) 当該暗号資産が第3条に規定する移転制限の内容を満たしていないことが明らかになった場合

3 前項第1号及び第2号の規定により本件公表を取り止めた暗号資産については当該公表を取り止めた時点から、前項第3号の規定により本件公表を取り止めた暗号資産については本件公表が行われた時点に遡って、それぞれ本件措置が講じられていないものとみなす。

## 附則

この規則は、2024年4月1日から施行する。